

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地法律事務所 / 日本部

パートナー弁護士 法学博士 熊琳



### 第256回 食品・薬品安全賠償事件の最新司法解釈

2024年8月22日、中国最高人民法院は『食品・薬品の懲罰的賠償紛争事件の法律適用に関するいくつかの問題に関する解釈』(以下「本解釈」という)を公布した。現行法制度の食品・薬品の安全性に関する懲罰的賠償制度は、プロクレーマー(品質に問題や瑕疵がある商品をわざと仕入れ、製造業者や販売業者に賠償を請求する悪質業者)に悪用され、製造業者や販売業者が多額の損害を被るケースが多く見られたが、本解釈施行後は一定程度の改善を期待できる。今回は本解釈から関連ポイントを解説する。

#### ◇プロクレーマーによる懲罰的賠償規則の悪用事例

現行の『食品安全法』第148条は、食品安全基準を満たさない食品の生産若しくは食品安全基準を満たさないと知りながら食品を販売した場合、消費者は代金の10倍の賠償を請求できると定めているが、このルールは多額の賠償金を狙ったプロクレーマーに頻繁に悪用されてきた。

ある民事訴訟事件では、プロクレーマーAはB社が販売する高級茶が賞味期限切れであることに気づき、店員にそのことを告げずB社から同製品10点、計12800元分を購入した。その後Aは裁判所に訴訟を提起し、B社に代金全額の返還と代金10倍に相当する12万8千元の損害賠償を請求した。B社は訴訟の中でAがプロクレーマーであり、賠償金狙いで瑕疵製品を故意に大量購入したことを証明したが、裁判所はAの請求を全面的に認める判決を下した。

#### ◇本解釈の注目すべきポイント

1、本解釈は、購入した食品が食品安全基準を満たさない場合、購入者は『食品安全法』第148条に基づき販売者に代金の10倍の懲罰的損害賠償を請求できるが、「個人又は家庭の消費ニーズ」という前提条件を満たす必要があると明確に規定した。但し代金の返還請求にこの前提条件はない。

2、購入者が食品安全基準を満たさない食品と知りながら短期間に何度もその食品を購入し、『食品安全法』第148条に基づいて、毎回の購入額をベースにそれぞれ算出した懲罰的損害賠償を同一の生産者又は販売者に要求した場合、裁判所は購入者が何度も購入した同一食品の合計数を基礎とし、合理的な生活消費需要の範囲内で判決を下す。

3、購入者に受託され代理購入を行う業者が食品安全基準を満たさない食品や偽造・規格外医薬品と知りながら代理購入し、購入者が受託者に懲罰的損害賠償責任を負うよう請求した場合、裁判所はその請求を支持する。

4、食品ラベルや説明書が食品安全基準を満たさないとし、購入者が懲罰的損害賠償を求める場合、被告は以下の事項を抗弁に活用できる。

(1) 法律規定に基づき、ラベル、説明書の瑕疵は食品安全に影響しないと十分認められる。

- (2) 購入者が食品を購入する際に瑕疵の存在を知っているかどうか、瑕疵が食品安全性について一般消費者に誤解を与えるかどうかなどの事実に基づき、ラベル、説明書の瑕疵は消費者に誤解を与えないといふと十分認められる。
- (3) 文字、記号、数字のサイズ、フォント、文字列の不規則、若しくは外来文字のサイズやフォントが中国語より大きい。
- (4) 誤字、衍字、脱字、繁体字或は外来語に不正確な翻訳があるが、食品安全性について消費者に誤解を与えない。
- (5) 正味含有量、規格、食品添加物及び原料、栄養成分表示、原料配合表の順序、数値、単位表示などの表示方式、書式が不規則だが、食品安全性について消費者に誤解を与えない。
- (6) 特別な貯蔵条件要求がない食品に、規定に沿った貯蔵条件表示がない。
- (7) 食品のラベル、説明書にその他瑕疵があるが、食品安全には影響がなく、且つ消費者に誤解を与えない。

5、偽造医薬品や規格外医薬品の購入者が『薬品管理法』第144条に基づき懲罰的損害賠償を請求する場合、「個人又は家族の消費ニーズ」という前提条件を満たす必要がある。

6、購入者が『薬品管理法』第144条に基づき提出した懲罰的賠償金請求に対し、被告は以下の抗弁理由を提出できる。

- (1) 営利目的でなく、自助・共助のため他者に害を及ぼさない少量の薬品を製造・販売する。
- (2) 民間伝統的処方に基づき少量の医薬品を製造販売し、かつ他者に害を及ぼしていない。
- (3) 営利目的でなく、自助・共助のため、国外で合法的に販売されている少量の医薬品を輸入する。

7、購入者が悪意により食品や薬品を違法に生産・販売しているという虚偽の印象を植え付け生産者や販売者に賠償責任を請求した場合、人民法院は購入者の訴訟請求を棄却しなければならない。恐喝や虚偽訴訟など他の法的責任がある場合、それらを追及する。

#### ◇日系企業へのアドバイス

本解釈が懲罰的損害賠償に関わる司法上の適用基準に、より明確で具体的な規定を設けたことで、プロクレーマー行為はかなり抑制される。今後この懲罰的損害賠償請求に面した場合、企業は本解釈を活用し、損失を最小限に抑えることができる。

## 吉利、領克ブランドの新型EV発売=スマホも—浙江省

中国ニュースサイトの中国証券網が8日に伝えたところによると、中国民営自動車大手の吉利汽車（浙江省）はこのほど、スウェーデンのボルボ・カーとの合弁自動車ブランド「LYNK & CO（領克）」の最新車種として、「Z10」を市場投入した。5モデルを用意し、販売価格は19万6800元（約400万円）から。

Z10はバッテリー電気自動車（BEV）で、同ブランドでは初めての中大型セダンと位置付けている。航続距離は、中国独自基準のCLTCモードで最長806キロ。

吉利はZ10の発売に合わせて、「LYNK & CO（領克）」ブランドのスマートフォンやスマートグラス（眼鏡型端末）も売り出した。関連企業でスマホメーカーの星紀魅族と組み、開発したという。（上海時事）